

シン・行革大綱 10

－第 10 次多治見市行政改革大綱－

（令和 7 ～ 10 年度）

多 治 見 市

- 目 次 -

P01 本編

- P02- 第1章 大綱の目的と背景
- P03- 第2章 計画期間と進行管理
- P04- 第3章 テーマと6つの柱と施策
- P06- 第4章 事業TYPE（実施時期）の設定
- P06- 第5章 歳出削減と歳入増加の目標
- P06- 第6章 個別計画からの再掲事業
- P07- 第7章 取組事業一覧

P17 資料編

- P18- 1 人口の状況
- P19- 2 財政の状況
- P20- 3 職員数の状況
- P21- 4 公共施設の保有状況
- P22- 5 令和7年4月1日及び令和8年4月1日施行の機構改革
- P23- 6 第10次行政改革大綱の策定経緯

本編

1 大綱の目的と背景

(1) 目的

行政改革大綱は、多治見市市政基本条例（平成18年条例第41号）第24条に基づき、市政運営について、あり方を見直し、質を向上させるために、市長の任期ごとに策定しています。

また、市の最上位の計画である総合計画を着実に実行・実現するために、総合計画の策定（見直し）の翌年度に行政改革大綱を策定しています。

(2) 背景

ア 第8次総合計画の着実な実行・実現に向けて

本市では、人口減少スピードの緩和や、まちの活力を維持し、持続可能なまちづくりを進めるために、「市民が主役！躍動するまち 多治見」を目指すまちの姿として、第8次総合計画を推進しています。

財政面では、社会経済の緩やかな回復傾向や企業誘致の効果による市税収入の増加はあるものの、高齢化による社会保障費の増加、公共施設等の老朽化に伴う維持・更新費用など歳出の増加が見込まれます。特に、令和8年度から供用開始予定の大規模ハード事業に多額の費用が要します。それに加え、第8次総合計画の重点施策である「第2子以降の3歳児未満児保育料無償化」や「18歳までの医療費無償化」も令和7年度から実施される予定です。

第8次総合計画を着実に実行・実現するためには、時代のニーズに合わせた事業の見直しや不要不急事業の見直しによる歳出削減、新たな歳入の創出、業務改善や公民連携など、行政改革の取組が不可欠です。

イ 社会情勢の変化

全国的な課題である人口減少と少子高齢化は、地域の需要を減少させ、まちの活力を低下させるため、本市においても大きな課題となっています。

国は、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指し、社会全体のデジタル化に向けて本格的な取組を開始しており、本市もデジタル技術の活用による市民の利便性向上や業務効率化を図る必要があります。

2 計画期間と進行管理

(1) 計画期間

計画期間は、令和7（2025）年4月1日から令和11（2029）年3月31日までの4年間とし、市長任期や総合計画の期間と連動しています。

	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14
市長任期	第8次市長任期（前期）				第8次市長任期（後期）				第9次市長任期	
総合計画	第8次総合計画（前期）				第8次総合計画（後期）				第9次総合計画	
行政改革大綱	第10次行政改革大綱				第11次行政改革大綱				第12次行政改革大綱	

(2) 進行管理

行政改革大綱の実施に当たっては、実施計画を策定し、その進行を管理することとしています。第10次行政改革大綱を4年間で確実に実施するために、「計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action）」のPDCAサイクルで進行を管理します。

また、有識者や市民等で構成される事業評価委員会や市議会等に、毎年度、計画の進捗状況を提供し、評価・改善を行います。



事業評価委員会は、市が直面する課題解決に向け政策を実行する第8次総合計画の進捗管理を行っています。第10次行政改革大綱の進捗管理についても同委員会で行うことにより、バランスのとれた計画行政を進めることができます。

3 テーマと6つの柱と施策

本大綱では、人口減少・超高齢化社会における本市の経営改革の全体像を示すものとして、TX（多治見市役所トランスフォーメーション）及び健全な財政運営の2つの改革テーマのもと6つの柱を掲げ、施策を進めます。

テーマ	柱	主な課題認識	
TX (多治見市役所トランスフォーメーション)	1 組織改革	社会情勢や市民ニーズの多様化、新庁舎建設に対応するため、行政組織のあり方を見直す必要があります。また、人口減少や事務事業の多様化を視野に入れた職員の定数管理が必要です。	■■
	2 シゴト改革	紙媒体を中心とした内外部の手続きや会議開催、前例踏襲による業務の「ムリ・ムダ・ムラ」が散見されます。既存のルールや慣例にとらわれない業務カイゼンを進めるとともに、デジタル技術の活用によるペーパーレス化や業務フローの見直し等を進める必要があります。	■■
	3 公民連携	多様化・複雑化する市民ニーズに対して、行政のみで地域課題の解決につなげることは困難な状況にあります。市民サービスの向上及び業務の効率化に向けて、民間事業者のノウハウ、施設等を活用し、相互に連携する必要があります。	■■
	4 イマ マ ネ ジ メ ン ト ファ シ リ テ	人口減少や公共施設の老朽化を踏まえ、施設の複合化や集約化、転用などを避けて通ることはできません。公共施設における持続可能な行政サービスの提供のため、真に必要な機能を検討し、計画的な施設管理が必要です。	■■
健全な財政運営	5 歳入確保	第8次総合計画を推進する中でも、健全な財政を維持する必要があります。市税増収につながる施策の実現や、あらゆる方策・機会・場所等を活用した歳入確保策の推進及び公金の効率的な運用など、新たな歳入の創出が必要です。	■■
	6 見直し 事務事業の	厳しい財政状況においても、真に必要な行政サービスを提供するためには、全ての事務事業を点検し、事務事業のあり方の見直しや規模の縮小及び不要不急事業の廃止などが必要です。	■■

施策	
➡ (1) 組織改革	…時勢の変化を反映する組織の再編、見直し
※ 令和7年及び8年4月施行の機構改革における詳細は、資料編に掲載しています。	
➡ (2) ペーパーレス化及び電子化	…紙媒体からの脱却
(3) 業務カイゼン	…「ムリ・ムダ・ムラ」を減らす・やめる
➡ (4) 公民連携	…民間ノウハウ等の活用、連携事業の展開
➡ (5) ファシリティマネジメント	…施設の統廃合、転用、利活用等
➡ (6) 資産活用	…広告掲載、不要財産の売却等
(7) その他歳入確保	…その他の方策による歳入確保
➡ (8) 事務事業の見直し	…事務事業のあり方の見直し
(9) 事務事業の縮小	…事務事業の規模や開催回数の縮小
(10) 事務事業の廃止	…不要不急事業の廃止

4 事業 TYPE（実施時期）の設定

本大綱では、実施時期により事業 TYPE（A／B／C）を設定しています。早期着手が可能・必要なものは「A」に位置づけて令和6年度のうちに着手・実施します。「B」及び「C」は、令和7～10年度にかけて取り組み、いずれも、計画期間内の事業完了を目指します。

TYPE A：令和6年度のうちに着手・実施するもの
TYPE B：令和6年度に検討し令和7年度に実施するもの
TYPE C：令和7年度から検討・実施するもの

5 歳出削減と歳入増加の目標

本大綱の歳出削減及び歳入増加の目標は、次のとおりとします。なお、原則、事業実施に伴うコスト等を考慮せず、事業実施による直接的効果を端的に示すものとし

歳出削減目標：4.4億円 歳入増加目標：11.7億円

■主な取組事業

区分	事業No.	事業名	目標額
歳出削減	54	池田保育園の公私連携保育法人への移行	19,608万円
	63	三の倉市民の里（地球村）の民間譲渡	11,977万円
	52	リース方式による施設のLED化	6,616万円
	6	全庁的なペーパーレス化の推進	2,534万円
	62	市之倉事務所の業務委託	1,360万円
歳入増加	74	ふるさと納税返礼品の充実	110,313万円
	73	市税増収策の検討及び実施	6,435万円
	70	封筒（指定物品）に企業広告を掲載	164万円
	69-5	消防車・救急車に企業広告を掲載	108万円

※事業 No. 74 「ふるさと納税返礼品の充実」の目標額については、各年寄附額の50%を返礼品及び事務費に係る経費として差し引いた額を計上

6 個別計画からの再掲事業

行政改革大綱は、総合計画との調整のもと進めることとしており、本大綱では、総合計画と同様の事業は掲載しないこととしています。ただし、本市の改革事項の全体像を示すため、総合計画に紐づく次の個別計画のうち、特に行政改革の性質が強い事業をピックアップし、本大綱に再掲します。

- (1) 第2次公共施設適正配置計画
- (2) 第5次多治見市情報化計画
- (3) 第4次人財育成基本計画
- (4) 第6次定員適正化計画
- (5) 広聴広報戦略

7 取組事業一覧

本大綱では、各部、個人、ワーキンググループメンバー、行政改革懇談会委員からの新たな提案事業に、第9次行政改革大綱からの引継事業を加え取り組みます。また、上記6に該当する事業を本大綱に再掲し、本市の改革事項の全体像を示します。

※ 表中の「★」は、第10次から新たに取り組む事業（「★」がないものは第9次行革からの引継事業）。

※ 表中の「●」は、上記6に該当する個別計画からピックアップし再掲する事業。

※ 担当課の表記は、令和7年4月1日施行の機構改革を反映した名称。

1 組織改革

No.	新規	再掲	事業名	事業内容	TY PE	担当課
1	★		令和7年度及び8年度 施行の組織改革	第8次総合計画を着実に実行し、時勢の変化に対応することができ組織体制となるよう、令和7年度及び8年度施行に向けた組織改革を進めます。	A	企画政策課
2	★		新庁舎建設に伴う組織 体制の見直し検討	新庁舎建設に伴う組織体制の見直しを検討します。	C	企画政策課
3	★		文化財保護センターの 管理体制の検討	管理職が恒常的に不在である文化財保護センターについて、組織の位置付けや執務室のあり方について検討します。	C	文化財保護センター
4	★		笠原消防署の分署化の 検討	南消防署の分署化を視野に、笠原消防署のあり方について検討します。	C	消防総務課 ／南消防署
5	★	●	職員の定員適正化	組織改革による業務効率化を踏まえ、適正な職員数とします。	B	人事課

2 シゴト改革

(1) ペーパーレス化及び電子化

No.	新規	再掲	事業名	事業内容	TY PE	担当課
6	★		全庁的なペーパーレス 化の推進	全庁のペーパーレス化の取組について、総括的に把握・進行管理を行い、取組を推進します。	B	企画政策課
6-1	★		庁議等各種会議資料の ペーパーレス化	全庁における各種会議資料をペーパーレス化します。	A	デジタル推進課 ／企画政策課
6-2	★		庁内の計画書及び資料 集等のペーパーレス化	全庁における計画書、資料集等の内容や配布先を見直すとともにペーパーレス化し、市ホームページで閲覧できるようにします。	A	企画政策課 ／秘書広報課

6-3	★		人事関係書類のペーパーレス化	年末調整、通勤届、給与明細等の人事関係書類をペーパーレス化します。	B	人事課 ／企画政策課
6-4	★		予算査定資料のペーパーレス化	予算査定資料をペーパーレス化します。	B	財政課 ／企画政策課
6-5	★		消防各種報告書や消防設備書類等のペーパーレス化	新システムを活用し、災害出動などの消防各種報告書をペーパーレス化します。また、消防設備設置における提出書類等についてもペーパーレス化します。	C	予防課 ／救急指令課 ／企画政策課
6-6	★		議会資料のペーパーレス化	議案、補正予算書、議案説明資料、予算書、決算書、成果報告書等の議会資料をペーパーレス化します。	C	議会事務局 ／企画政策課
6-7	★		補助金交付事務のペーパーレス化	交付申請、完了報告、額確定、請求、交付決定等の補助金交付事務をペーパーレス化します。	C	財政課 ／企画政策課
7			庁内におけるオンライン会議の実施	本庁舎・駅北庁舎間の会議や打ち合わせ等において、オンライン会議を推奨します。	A	デジタル推進課
8			国の動向を踏まえた各種事務・申請手続きの電子化やシステム標準化の実施	国の動向を踏まえ、各種事務・申請手続きの電子化やシステム標準化を実施します。	B	デジタル推進課 ／企画政策課
9	★		庁内間申請等の押印省略及び電子化	庁内間申請等における押印を省略するとともに、押印を要する物は電子化を進めます。	C	総務課
10	★		電子請求システム（サービス）の導入検討	支払事務における紙請求書の徴取について、電子請求の導入を検討します。	C	財政課 ／上下水道総務課
11			施設使用料などの収納のキャッシュレス化導入の検討	アプリ利用、クレジットカード利用、定期利用団体の使用料口座振替など、使用料など収納方法としてのキャッシュレス化の導入を検討します。	C	文化スポーツ課 ／財政課
12	★	●	保育園の一時保育料のキャッシュレス決済の導入	保育園の一時保育料の納付手続において、セミセルフレジの設置等によるキャッシュレス決済を導入します。	B	保育幼稚園課
13	★	●	公立保育園及び幼稚園における ICT の活用	保育・教育施設向け業務支援システムを導入します。	B	保育幼稚園課
14	★	●	オープンデータの推進	岐阜県と県内市町村の共通フォーマットによるオープンデータの拡充を進めます。	B	デジタル推進課

15	★	●	クラウド型資料管理システムを利用した収蔵資料管理	文化財保護センターにおいて寄付されたり購入した収蔵資料をクラウド型資料管理システムに登録します。また、資料管理だけでなく、新たな機能の利用や収蔵品の一部公開なども行います。	B	文化財保護センター
16	★	●	保育園の入所選考に係るRPA等活用の検討	保育園の入所選考における業務の自動化を検討するとともに、情報システムの最適化やデータ共有化を図ります。	B	保育幼稚園課
17	★	●	検針、窓口及び徴収業務の委託化及び新システム等の構築	検針、窓口及び徴収業務を委託化するとともに、新システム等を構築します。	B	上下水道総務課
18	★	●	水道スマートメーターによる自動検針実施の検討	スマートメーターの導入コスト、運用コスト、予想される効果などを評価し、スマートメーターの導入を検討します。	B	上下水道総務課
19	★	●	資源・ごみの分別アプリ導入の検討	資源・ごみの収集日や出し方について、スマートフォンで手軽に確認できるアプリの導入を検討します。	C	環境課
20	★	●	要保護児童等に係る支援ツールの検討	要保護児童等が行方不明となった場合や転居した場合に迅速かつ的確に情報共有するための情報共有システムについて、国の動向を踏まえ調査・研究します。	C	こども家庭課
21	★	●	道路・公園不具合通報におけるオンライン通報制度導入の検討	道路や公園の損傷や不具合をオンラインで通報できる制度の導入を検討します。	A	道路河川課 ／緑化公園課
22	★	●	妊娠届出・乳幼児健診・母子管理票（カルテ）・予防接種のデジタル化の検討	妊娠～3歳6か月健診までの妊娠届出、乳幼児健診・訪問・相談・予防接種等の全ての情報のデジタル化を検討します。	C	保健センター
23	★	●	電子契約サービスの導入	契約書の締結業務について、電子契約サービスを導入します。	C	財政課

(2) 業務カイゼン

No.	新規	再掲	事業名	事業内容	TY PE	担当課
24	★		職員の名札の見直し	カスタマーハラスメント対策のため、職員の名札のあり方を見直します。	A	人事課
25	★		文房具及び備品の一元管理	ABW等の新しい働き方を見据え、文房具や備品の一元購入・管理を行います。	A	企画政策課 ／総務課

26	★		審議会・委員会等の委員数見直し及び統合	審議会・委員会等の委員定数を減らすとともに、目的が類似する委員会の統合等を行います。	A	総務課
27	★		予算科目「細目」及び「細々節」の整理・統合	細分化している予算科目「細目」及び「細々節」を整理・統合します。	A	財政課
28	★		同一購入先における少額支出項目の支払日統一	公金口座振込有料化に伴い、振込手数料を低減するため、同一購入先における少額支出項目の支払日を全庁で統一します。	A	会計課
29	★		旅行命令書の作成事務効率化	旅行命令（省略含む）書の提出を要する出張範囲を見直します。	A	人事課
30	★		くまのがっこう子育て応援プロジェクトのシティプロモーション活用	くまのがっこう子育て応援プロジェクトについて、事業内容を及び SNS 等による情報発信を強化し、シティプロモーションに活用します。	A	人口対策戦略室
31	★		SMS を活用した上下水道料金滞納整理効率化及び収納率向上	上下水道料金の滞納整理において、紙文書催告等の前段階として SMS（ショートメール）を活用します。	B	上下水道総務課
32	★		発明クラブの運営強化	発明クラブの活動場所及び運営体制を見直し、強化します。	B	商工観光課
33			職員の IT 関連技術の向上	デジタル推進課が中心となって、職員の IT 関連技術の向上を図ります。	B	デジタル推進課
34			通信指令業務の共同運用に向けた東濃 5 市間での最終調整	令和 8 年 4 月の通信指令業務東濃 5 市共同運用に向けて、指令業務の効率化と出動隊の効果的な運用に係る最終調整を行います。	B	消防総務課
35	★	●	ホームページのリニューアル	新たな CMS を導入し、ホームページ作成にかかる職員の負担を軽減します。	B	秘書広報課
36	★	●	ホームページお問い合わせに対する対応の見直し	ホームページの市へのお問い合わせ欄を見直し、作業の効率化、市民への回答の迅速化を図ります。	B	秘書広報課
37	★	●	外部 DX 人財の採用	外部 DX 人財の採用を検討します。	B	人事課 ／デジタル推進課
38	★	●	DX 人財の育成	高度専門人財、情報化推進チーフ、一般職員と専門性を分け、育成します。	B	人事課 ／デジタル推進課
39	★	●	役職定年後の働き方の研究	60 歳超職員の知識・経験を生かせるポスト・働き方を検討します。	B	人事課
40	★	●	昇任試験の再検証	昇任試験の課題を研究し、再検証します。	C	人事課

41	★		事務専決規則の見直し	事務の効率化及びスピーディーな執行のため、事務専決規則を見直します。	C	企画政策課
42	★		グループ制の検証	グループリーダーの専決区分や選任基準等グループ制について検証を行います。	C	企画政策課
43	★		新しい働き方に向けた電話機の検討	ABW等の新しい働き方を見据え、電話機のスマホ化を検討するとともに、録音機能や閉庁時間内における自動アナウンスの導入を検討します。	C	総務課 ／新庁舎建設事務局 ／人事課
44	★		カスタマーハラスメント対策の強化	庁内掲示による不当要求防止策等を進め、カスタマーハラスメント対策を強化します。	C	人事課
45	★		各消防署による予算執行	消防総務課から各署への予算執行委任を取りやめ、各署で予算計上及び執行を行います。	C	消防総務課 ／財政課
46	★		契約審査委員会への付議基準等の見直し	物価高騰などを踏まえ、契約審査委員会への付議基準及び委員会のメンバー構成を見直します。	C	財政課
47	★		市営住宅中層団地の水道検針・賦課徴収業務の所管見直し	市営住宅中層団地の水道料金について、入居者による検針・集金を見直し、検針・賦課徴収業務を上下水道総務課に委託します。	C	建築住宅課 ／上下水道総務課
48	★		公共工事等による用地測量と地籍調査の相互利用	同様の手続きが行われる公共工事等による用地測量と地籍調査を相互利用します。	C	用地課 ／開発指導課
49	★		法人クレジットカードの導入検討	公金取扱手数料の抑制等のため、法人クレジットカードの導入を検討します。	C	会計課
50	★		限定特定行政庁のあり方の検討	建築主事（資格者）の減少に伴い、限定特定行政庁の事務の権限を岐阜県へ返還することを検討します。	C	開発指導課
51	★		入札監視委員会の設置の検討	入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するため、入札監視委員会の設置を検討します。	C	財政課

3 公民連携

No.	新規	再掲	事業名	事業内容	TY PE	担当課
52	★		リース方式による施設のLED化	脱炭素及び電気代縮減のため、市有施設（学校施設含む）の照明器具LED化にリース方式を活用します。	B	企画政策課 ／各施設所管課

53	★		移住定住支援策パンフレットの民間による無償発行	移住定住支援策を掲載したパンフレットを、民間により無償で発行し、シティプロモーションにつなげます。	B	人口対策戦略室
54	★		池田保育園の公私連携保育法人への移行	指定管理者制度により運営してきた池田保育園について、公私連携保育法人へ移行します。	C	保育幼稚園課
55	★		学校施設の包括管理業務委託の導入の検討	軽微な修繕を含む施設管理、日常点検、定期点検等の学校施設における維持管理の包括管理業務委託の導入を検討します。	C	教育総務課 ／企画政策課
56	★		公園維持管理業務の包括管理業務委託の導入の検討	公園における維持管理、パトロール及び住民通報対応の包括管理業務委託の導入を検討します。	C	緑化公園課 ／企画政策課
57	★		災害時のEV及び新エネルギーを活用した地域防災	次世代自動車の購入又は新エネルギーシステムの導入をした事業者に対し補助金交付及び協定締結し、災害時の非常用電源を確保し、地域の防災力向上につなげます。	C	環境課 ／危機管理課
58	★		災害時の被災者支援など連携協定に基づく事業の実施	災害時の被災者支援を含め、主に連携協定を締結している民間企業等のノウハウを活用し、事業を実施します。	C	危機管理課 ／企画政策課
59	★		民間提案制度の実施	市の行政課題に対する民間事業者からの提案を募集し、公民連携事業を実施します。	C	企画政策課

4 ファシリティマネジメント

No.	新規	再掲	事業名	事業内容	TY PE	担当課
60			余裕教室の転用による学校財産の有効活用	余裕教室を学校施設以外に転用、利活用します。	B	企画政策課
61			滝呂事務所の業務委託の検討	利用実態を検証し、滝呂事務所の業務について、郵便局への業務委託を検討します。	B	市民課 ／企画政策課
62	★	●	市之倉事務所の業務委託	市之倉事務所の業務について、市之倉郵便局へ委託します。	B	市民課 ／企画政策課
63			三の倉市民の里（地球村）の民間譲渡	三の倉市民の里（地球村）の民間譲渡を進めます。	B	文化スポーツ課 ／企画政策課
64	★	●	北消防署移転に伴う跡地活用	北消防署移転後の跡地活用を進めます。	B	消防総務課 ／企画政策課
65	★		旭ヶ丘保育園の認定こども園化及び運営方針の決定	旭ヶ丘保育園を認定こども園へ移行し、今後の運営方針を決定します。	C	保育幼稚園課 ／企画政策課

66	★		養正幼稚園と昭和幼稚園の統合の検討	園児数が減少している養正幼稚園と昭和幼稚園の統合を検討します。	C	保育幼稚園課 ／企画政策課
67	★		小中学校のあり方の見直し	人口減少に伴う小中学校のあり方を見直し、長寿命化や統廃合について計画策定に着手します。	C	教育総務課 ／教育推進課 ／企画政策課
68	★	●	笠原小中学校の統合に伴う跡地活用の検討	笠原小学校との統合後の笠原中学校跡地の活用を検討します。	C	教育総務課 ／企画政策課

5 歳入確保

(1) 資産活用

No.	新規	再掲	事業名	事業内容	TY PE	担当課
69	★		市有財産を活用した広告料増収策の進行管理	全庁的に取り組む市有財産を活用した広告料増収策について、総括的に把握・進行管理を行います。	B	財政課
69-1	★		庁舎、庁舎駐車場、公用車への広告掲載	庁舎（床・壁面・エレベーター等）、駐車場、公用車に広告を募集・掲載します。	B	総務課 ／教育総務課 ／財政課
69-2	★		下水道マンホール蓋への広告掲載	下水道マンホール蓋への広告を募集・掲載します。	B	上下水道工務課 ／財政課
69-3	★		普通財産（土地）に広告看板を設置	普通財産（土地）に設置する看板に広告を募集・掲載します。	C	総務課 ／財政課
69-4	★		上・下水道施設に広告看板を設置	上・下水道施設の敷地内に広告を募集・掲載します。	C	上下水道施設課 ／財政課
69-5	★		消防車・救急車に企業広告を掲載	消防車両に広告を募集・掲載します。	C	消防総務課 ／財政課
69-6	★		駅北立体駐車場及び豊岡駐車場への広告看板設置	駅北立体駐車場及び豊岡駐車場に広告を募集・掲載します。	C	商工観光課 ／財政課
70	★		封筒（指定物品）に企業広告を掲載	全庁的（個別事業含む）に発注する封筒（指定物品）に広告を募集・掲載します。	A	総務課 ／個別封筒作成課
71	★		移住定住サポートブックに企業広告を掲載	移住定住サポートブックに広告を募集・掲載します。	C	人口対策戦略室
72	★		不要物品の売り払い	庁舎や公共施設において生じた不要物品を、フリマアプリ等を活用して売り払い、効果を検証します。	B	総務課 ／環境課 ／企画政策課
72-1	★		使用済み下水道マンホール蓋の販売 【通番 72 の一例】	老朽化し、不要となった使用済み下水道マンホール蓋を販売します。	B	上下水道工務課

72-2	★		ききょうバス等使用済みバス停（上部案内表示板）の販売 【通番 72 の一例】	使用済みバス停（上部案内表示板）を販売します。	C	都市政策課
------	---	--	---	-------------------------	---	-------

（２） その他歳入確保

No.	新規	再掲	事業名	事業内容	TY PE	担当課
73	★		市税増収策の検討及び実施	市内横断プロジェクトにより、戦略的な市税増収策を検討し、実施します。	B	企画政策課
74	★		ふるさと納税返礼品の充実	ふるさと納税返礼品をさらに充実させ、寄附額の増加につなげます。	A	商工観光課
74-1	★		「消防士体験」をふるさと納税返礼品に登録 【通番 74 の一例】	梯子車の乗車や放水体験、119 番指令センターや特殊車両・消防署の施設見学を、ふるさと納税の返礼品に登録します。	C	消防総務課 ／商工観光課
75	★		基金を原資とした公金の効率的な運用	安全性を第一に、さらに効果的な資金運用を進めます。	B	会計課
76	★		特別救助隊にネーミングライツを導入	特別救助隊のネーミングライツ導入及び救助工作車に企業広告を募集・掲載します。	C	消防総務課 ／財政課
77	★		行政視察受け入れの有料化	各市議会等からの申し込みにより受け入れている行政視察を有料化します。	C	議会事務局 ／企画政策課
78	★		クラウドファンディングの導入	本市の特徴的な取組や共感を生む取組について、資金を募るクラウドファンディングの手法を導入します。	C	企画政策課 ／財政課 ／事業所管課

6 事務事業の見直し

（１） 事務事業の見直し

No.	新規	再掲	事業名	事業内容	TY PE	担当課
79	★		りばーぴあの見直し	りばーぴあのあり方を検討し、かわまちづくりと兼ねたイベント形態とするよう見直します。	A	道路河川課
80	★		多治見・犬山線改良整備促進期成同盟会事務局の見直し	多治見・犬山線改良整備促進期成同盟会事務局の廃止又は負担金のみ廃止等を視野に、あり方を見直します。	A	道路河川課
81	★		広域観光連携事務の見直し	広域観光連携事務を見直し、犬山市との連携を強化します。	B	商工観光課

82		備品登録取扱基準の見直し	他市事例の研究等により備品登録の基準を見直し、備品登録事務の簡略化を検討します。	B	会計課
83		利子補給制度の見直し	利子補給から保証料補給に見直します。	B	商工観光課
84	★	市勤労者生活資金関係事務の見直し	利用実態の少ない市勤労者生活資金関係事務を、廃止を視野に見直します。	C	商工観光課
85	★	多治見まつり実施主体の見直し	多治見まつりの実施主体となる団体を見直します。	C	商工観光課
86	★	他団体会計管理及び委員選任の見直し	監査的役割が希薄化している他団体会計管理や各種委員会における会計管理者の委員選任のあり方を見直します。	C	会計課
87	★	ブロック塀等除去補助金の見直し	危険と認知したブロック塀等の除去を促進するため、現行の補助制度を見直します。	C	危機管理課
88	★	公共施設白書の更新の見直し	毎年度更新している公共施設白書について、更新の期間を見直します。	C	企画政策課
89	★	「親育ち4・3・6・3たじみプラン」の見直し	「親育ち4・3・6・3たじみプラン」の形骸化しているイベントを廃止するなど、取組内容を見直します。	C	保健センター ／こども家庭課 ／教育推進課
90	★	TGK48の支援のあり方 の見直し	TGK48 への直接的支援のあり方を見直します。	C	保健センター
91	★	開庁時間の短縮の検討	休日開庁を含め、開庁時刻の後ろ倒し及び閉庁時刻の前倒しを検討します。	C	企画政策課 ／総務課
92	★	区敬老会交付金の見直し	区敬老会に対する交付金のあり方を見直し、財源の他事業等での活用を検討します。	C	高齢福祉課
93	★	あいのりタクシーの見直し	あいのりタクシー事業のあり方を見直します。	C	都市政策課
94	★	岐阜県企業誘致推進協議会に関する事務の見直し	岐阜県企業誘致推進協議会への加入の必要性について検討します。	C	企業誘致課
95	★	職種転換選抜試験の運用停止	技能労務職の職種転換選抜試験の運用を停止します。	C	人事課
96	★	FM たじみの今後のあり方検討	情報発信のツールが多くあるため、FM 放送の意義及び運営体制のあり方について検討します。	C	秘書広報課

97			5S+S（節約）の継続実施及び取組内容の見直し	5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰（しつけ））+S（節約）を常に意識するとともに、一部の研修を廃止するなど取組内容を見直します。	C	総務課 ／人事課
----	--	--	-------------------------	---	---	-------------

（２） 事務事業の縮小

No.	新規	再掲	事業名	事業内容	TY PE	担当課
98	★		狂犬病予防地域巡回注射の実施の縮小	獣医師や飼い主の減少に伴い、狂犬病予防地域巡回注射の実施を縮小します。	A	環境課
99	★		めだかの学校構想ビオトープ利活用と地域連携の縮小	地域限定的にするなど、めだかの学校構想ビオトープ利活用と地域連携を縮小します。	C	環境課

（３） 事務事業の廃止

No.	新規	再掲	事業名	事業内容	TY PE	担当課
100	★		高気温対策会議の廃止	高気温対策会議を廃止します。	A	環境課
101	★		リサイクルステーション職員立ち番研修の廃止	リサイクルステーション職員立ち番研修を廃止します。	A	環境課
102	★		ひとり親家庭親子を対象とした社会見学事業の廃止	社会見学事業の需要低下や、各種支援策の充実を踏まえ、ひとり親家庭親子向けの社会見学事業を廃止します。	A	こども家庭課
103	★		農地及び空き家再生補助制度事務の廃止	利用実態の少ない農地及び空き家再生補助制度事務を廃止します。	B	農林課
104	★		四季のコンサートの廃止	駅北庁舎２階ロビーで年４回行っている四季のコンサートを廃止します。	B	文化スポーツ課
105	★		広報紙の一部各戸配付の廃止	広報紙の閲覧環境や社会状況の変化を考慮し、広報世話係を介さない広報紙の各戸配付を廃止します。	B	秘書広報課
106	★		屋内遊戯施設イベント（夏）の廃止	こどもっちパークの新設に伴い、夏季に実施する屋内遊戯施設イベントを廃止します。	B	こども家庭課

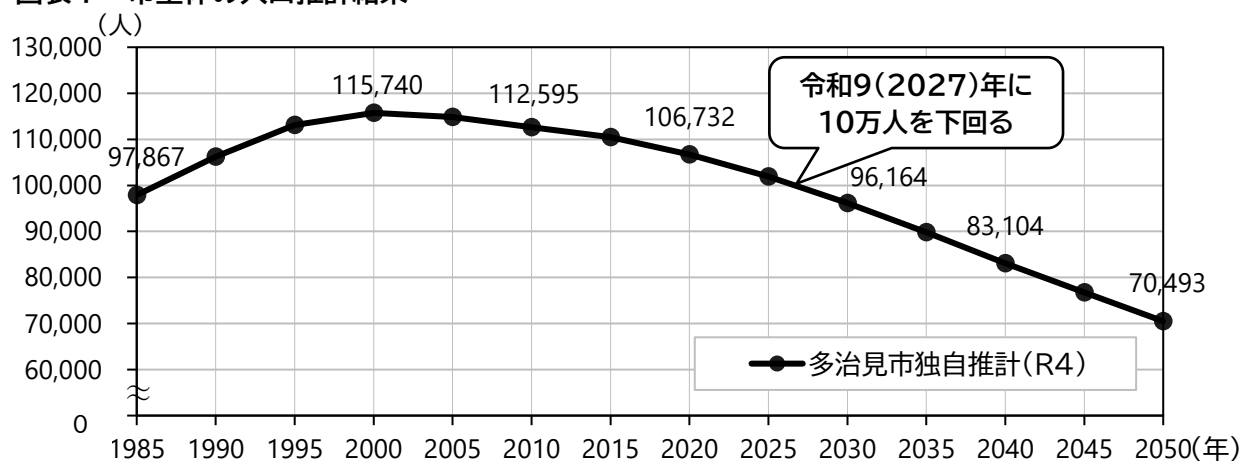
資料編

1 人口の状況

(1) 人口推計

本市は、昭和 15 (1940) 年に市制施行後、近隣町村の編入等により人口を増やしてきました。その後、大規模住宅団地開発の進行により、人口は大きく増加し、平成 12 年 (2000 年) にはピークを迎えました。しかし、平成 17 (2005) 年に減少に転じた以降は人口減少が続き、令和 9 (2027) 年には 10 万人を下回る見込みです (図表 1)。

図表 1 市全体の人口推計結果

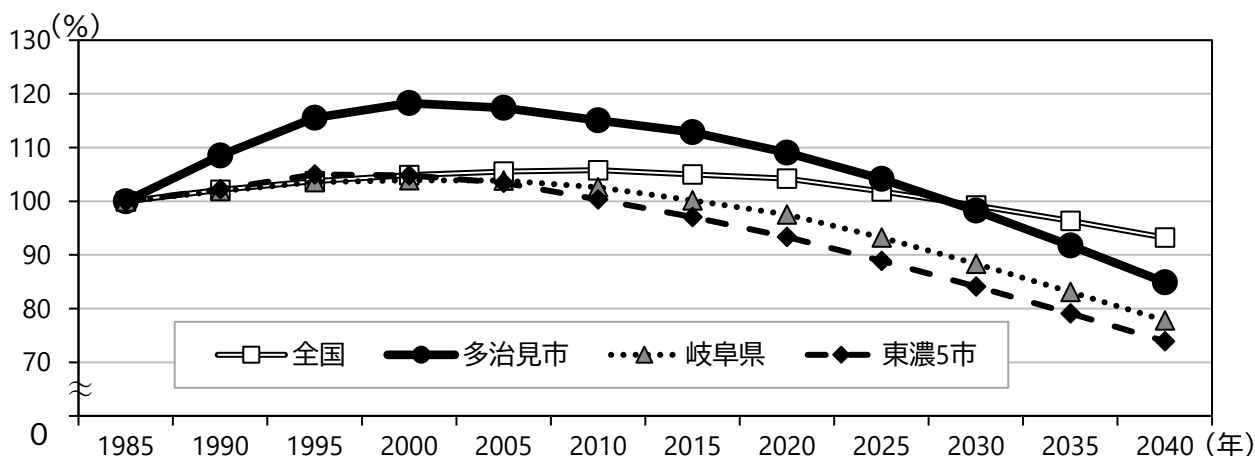


出典: 2020 年までは「国勢調査」(総務省)の実数、2025 年以降は市独自推計

(2) 他地域の人口割合との比較

昭和 60 (1985) 年を基準 (100%) として人口推移を全国、岐阜県、東濃 5 市で比較すると、本市は全国、岐阜県よりも急速に人口が増加してきたことが分かります。ピークを超えた後はいずれも減少傾向が続きますが、本市の減少スピードは全国よりも速く、岐阜県と東濃 5 市とはおおむね同程度となる見込みです (図表 2)。

図表 2 全国、岐阜県、東濃 5 市、多治見市の人口推移の比較



出典: 全国の人口は国立社会保障・人口問題研究所推計 (2023)、
土岐市・瑞浪市・恵那市・中津川市の人口は国立社会保障・人口問題研究所推計 (2023)、
岐阜県の人口は県独自推計 (2022)、多治見市の人口は市独自推計 (2022)

2 財政の状況

(1) 財政健全化に向けた取組

本市は、平成8（1996）年に財政緊急事態宣言を発して以来、行財政改革や市債（市の借金）の抑制を図り、財政の健全化に努めてきた結果、平成13（2001）年にはこの宣言を解除するとともに、「多治見市財政改革指針」を策定することで、財政の健全化に取り組んできました。

平成19（2007）年には、全国ではじめて財政運営の基本的事項を定めた「多治見市健全な財政に関する条例」を制定し、財政健全化のための目標値を設定しました。また、総合計画の着実な実行・実現のため、同条例では、財源の根拠をもって総合計画を策定しなければならないと規定しています。

近年は、収入確保のために、企業誘致、使用料・手数料等の見直し及び市有財産の有効活用などを進めています。また、支出抑制として、公共施設のランニングコスト軽減、行政改革の実施による経常経費の抑制に努めています。

以上の取組を通じて、本市の財政は健全な状態を維持していますが、これまで以上に、財政の健全化を強く意識した行政運営が必要です。

(2) 今後の財政状況の見通し

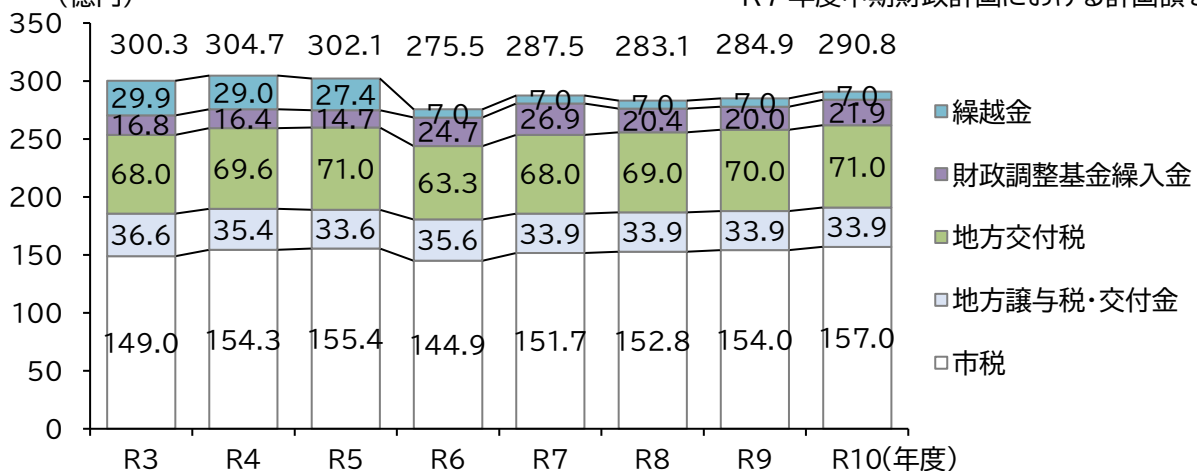
歳入においては、社会経済の緩やかな回復傾向を踏まえ、市税収入や交付税に増加が見込まれるものの、一般会計の一般財源としては、概ね横ばいと見込まれます（図表3）。

歳出においては、令和8（2026）年4月供用開始を予定する大型建設事業（笠原小中学校、笠原こども園、北消防署、東濃5市消防指令センター）の仕上げにより令和7年度予算が500億円を超えます。また、新庁舎建設の本格化に伴い、令和9年度からは再び予算規模が450億円を超える見込みです。

また、物価高騰の影響、社会保障費や公債費の増加により経常経費が増加し、財政判断指数において、経費硬直率や経常収支比率の悪化が見込まれます。

図表3 一般会計歳入のうち一般財源の推移
(億円)

※R6・7年度は当初の予算額、R8年度以降は、
R7年度中期財政計画における計画額を参照



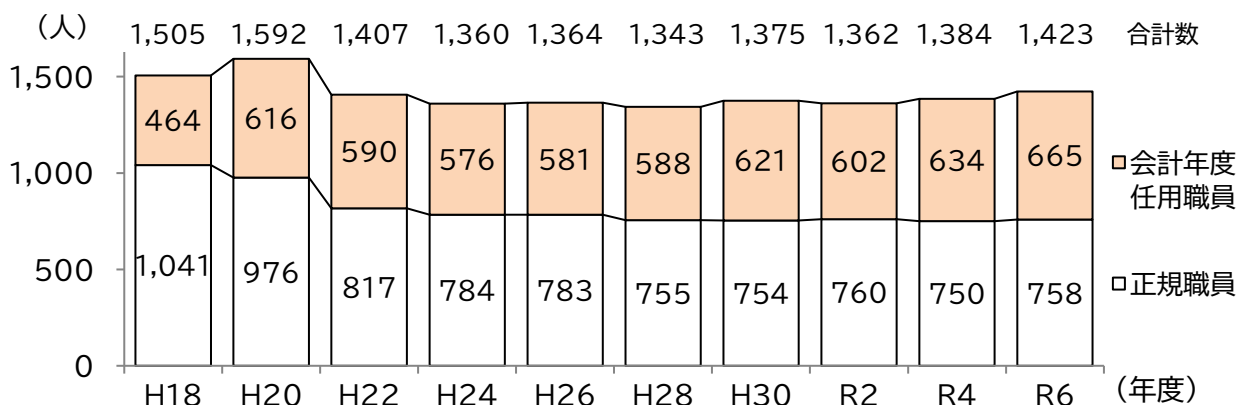
出典：財政課とりまとめ

3 職員数の状況

(1) 職員数の推移

正規職員数の適正化に努力した結果、平成 18 年度に千人を超えていた正規職員数は、令和 6 年度までに 283 人減少しました。一方で、非常勤の職員数は、平成 18 年度から令和 6 年度までに 201 人増加しています(図表 4)。

図表 4 職員数の推移

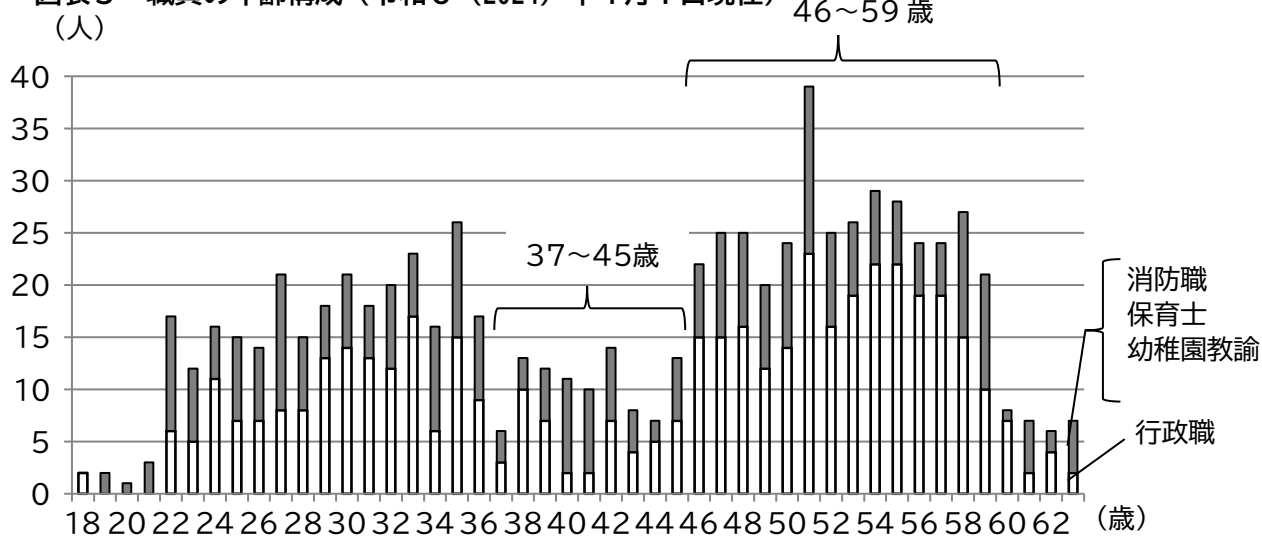


出典:人事課とりまとめ

(2) 職員の年齢構成

職員の年齢構成をみると、37～45歳の行政職員が少なく、46～59歳の職員が多いことが分かります(図表 5)。民間企業等経験者採用に取り組んでいるものの、十分に確保できていない状況です。10年後、事業の中心を担っていく年齢層が薄くなるため、職場の活力減退が危惧されます。また、定年延長制度の導入により、令和5年度から令和13年度までの間に、定年が60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上がります。引き続き、職員の確保に努めるとともに、次世代管理職の育成が必要です。

図表 5 職員の年齢構成 (令和 6 (2024) 年 4 月 1 日現在)



出典:人事課とりまとめ

4 公共施設の保有状況

(1) 全国平均より2割多い公共施設

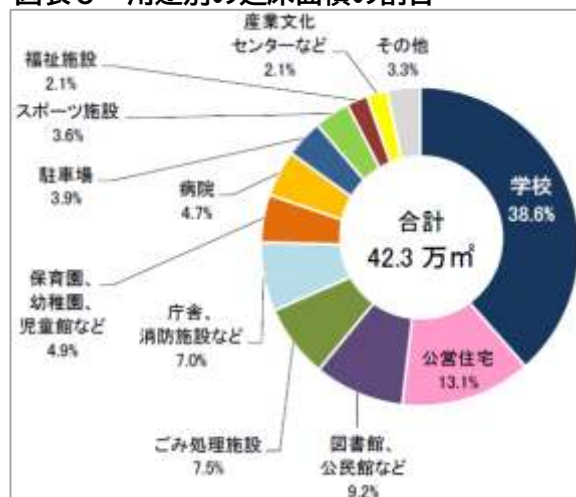
平成 31(2019)年 2 月現在(計画策定時)市内には数多くの公共施設があり、建築物^{※1}の総延床面積は約 42.3 万㎡に上ります。用途別では、学校と公営住宅で半分以上を占めています。市民一人当たりの延床面積は 3.81 ㎡^{※2}で、全国平均(3.22 ㎡)^{※3}に比べ約 18%多くなっています。

※1 上・下水道施設の建築物は除く

※2 住民基本台帳による H31.1.1 時点の人口に基づき算出

※3 公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果 (H24.3 総務省)

図表6 用途別の延床面積の割合



出典:第2次公共施設適正配置計画

(2) 約6割の施設が築30年以上

施設完成からの経過年数を見ると、令和 5(2023)年 10 月現在、6 割以上が 30 年以上経過し、中でも 40 年以上経過したものが全体の 38%以上を占めています。

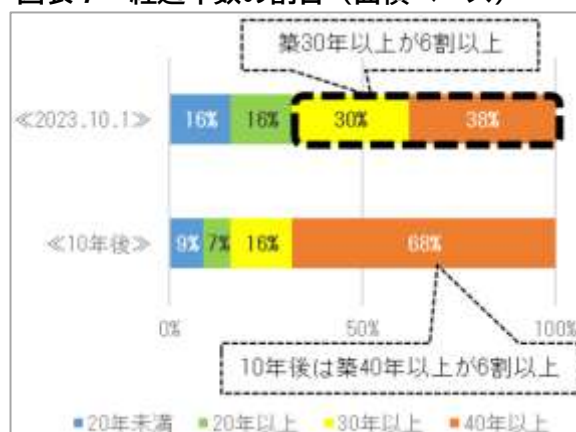
また、建築の推移を築年別に見ると、大きく3つの建築時期があることが分かります。

第1期は、昭和 40 年代後半(1971 年頃)から 60 年代(1988 年頃)で、全体の約 46%(約 20 万㎡)を占めており、これは、経済成長に伴う人口増加に合わせて施設量が増加したものと考えられます。

第2期は、平成 4(1992)年から 12(2000)年の期間で、全体の約 15%(約 6 万㎡)です。これは、バブル崩壊後に国が行った景気対策により施設を整備した時期に当たります。

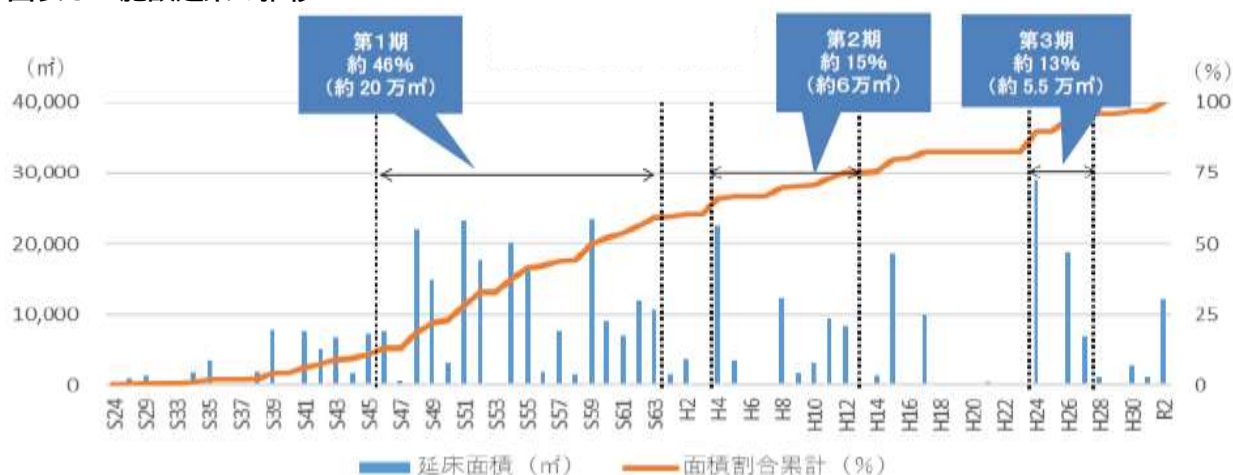
第3期は、平成 24(2012)年から 27(2015)年で、全体の約 13%(約 5.5 万㎡)です。これは、市民病院の建替えや旧笠原町との合併に伴う特別な財政措置を活用した施設整備によるものです。

図表7 経過年数の割合(面積ベース)



出典:第2次公共施設適正配置計画

図表8 施設建築の推移



出典:第2次公共施設適正配置計画

5 令和7年4月1日及び令和8年4月1日施行の機構改革

(1) 組織再編の内容

ア 「子育て政策」取組強化の組織再編【R7.4月施行】

- (ア) 福祉部及び市民健康部を、こども健康部及び市民福祉部に再編します。
- (イ) 子育て政策の取組を強化すべく、こども健康部を新設し、子ども支援課をこども家庭課と保育幼稚園課に分課し、保健センターを加えた3課で構成します。
- (ウ) 市民福祉部は、社会保険、社会福祉*及び公的扶助並びに戸籍、住民基本台帳等に関する事務を所管し、福祉課、高齢福祉課、保険年金課及び市民課の4課で構成します。(*児童福祉は、上述こども健康部所管)

イ 「都市基盤整備」の組織合理化再編【R7.4月施行】

- (ア) 都市計画部、建設部及び水道部の3部を、都市計画部及び建設水道部の2部に再編します。
- (イ) 都市計画部は、主に都市計画の総合企画・決定、土地開発行為の指導等や建築基準法に基づく確認等、市有施設建築工事の設計等、緑化事業等を所管し、都市政策課、開発指導課、建築住宅課及び緑化公園課の4課で構成します。また、空家等に関する事務を都市政策課から建築住宅課に移管します。
- (ウ) 建設水道部は、道路、河川、上下水道等のインフラの整備及び維持管理を所管し、道路河川課、用地課、上下水道総務課、上下水道工務課及び上下水道施設課の5課で構成します。

ウ ガバナンスを担う組織再編【R7.4月施行】

- (ア) 企画部は、総合計画策定・管理、行政改革、財政、防災、広聴広報、デジタル推進等を所管し、秘書広報課、企画政策課、人口対策戦略室、危機管理課、財政課及びデジタル推進課の5課1室で構成します。
- (イ) 企画防災課の企画部門と公共施設管理課を統合し、企画政策課に改組します。これを機に新規政策研究及び庁内横断的プロジェクトの取組を強化します。また、公共施設のファシリティマネジメントを所管します。そして、企画防災課の防災部門を課に格上げし、危機管理課とします。財政課を総務部から企画部へ移管します。
- (ウ) 総務部は、総務課、人事課及び税務課の3課で構成します。人事課を企画部から総務部へ移管します。

エ 部等の数を3減(14→11)とする見直し【R7.4月施行】

会計管理者及び選挙管理委員会・監査委員会事務局等の2つの部等の長にこれまで7級(部長級)職員を配置していたものを課等に見直し、7級(次長級)又は6級(課長級)職員を配置することに改めます。また、イー(ア)により1部減となります。

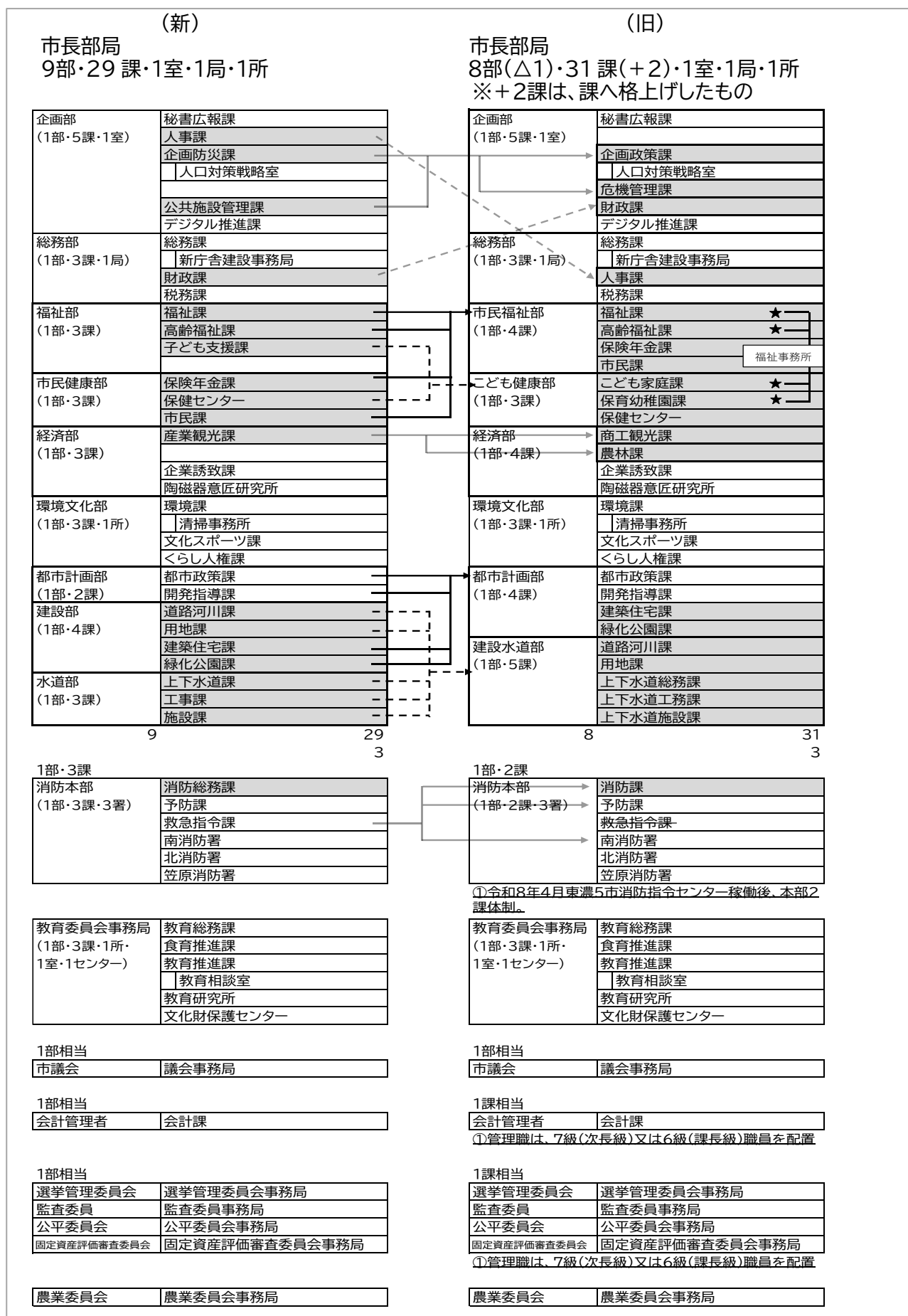
オ 農林業政策を市民に分かりやすくする組織改編【R7.4月施行】

- (ア) 産業観光課内の農林グループを課に格上げし、農林課とします。併せて、動物の駆除又は保護を複数課で行っていたものを農林課に集約させ、市民に分かりやすく、かつ、業務効率化を図ります。具体的には、イノシシの駆除を所管する農林課に、環境課所管のアライグマやヌートリアの駆除及び文化財保護センター所管のニホンカモシカの保護を移管します。
- (イ) 産業観光課は、商工観光課に名称変更します。

カ 通信指令共同運用後の消防本部の再編【R8.4月施行】

令和8年4月の東濃5市消防指令センター稼働に合わせて、消防本部は、消防課と予防課の2課体制とし、現行の救急指令課所管業務の内、同センターが所管することになる通信指令業務以外の業務は2課及び南消防署で所管することとします。

図表9 新旧組織図



6 第10次行政改革大綱の策定経緯

(1) 職員参加

ア ワーキンググループ

各部から課長代理又は総括主査級職員1名を選任し、計12名で構成するワーキンググループを設置し、組織改革や本大綱の策定方針、取組事業について議論しました。

回	日付	議題
第1回	令和6年6月4日	組織改革に係る検討材料・論点について
第2回	令和6年7月5日	組織改革にかかる課題確認について
第3回	令和6年7月9日	組織改革にかかる事務局案について
第4回	令和6年7月26日	組織改革にかかる事務局最終案について
第5回	令和6年10月7日	第10次行政改革大綱策定方針及びWG検討事項について 第10次行政改革大綱取組事業（案）について
第6回	令和6年10月15日	WGメンバー追加提案事業の検討について
第7回	令和6年10月24日	第10次行政改革大綱取組事業（案）について

イ 行政改革推進本部会議・専門部会会議

行政改革の推進を図るため、行政改革推進本部（政策会議相当）及び専門部会（調整会議相当）を設置し、組織改革や本大綱の策定方針、取組事業について議論しました。

回	推進本部会議	議題
	専門部会会議	
第1回	令和6年6月18日	組織改革に係る検討材料・論点について
	令和6年6月13日	
第2回	令和6年8月13日	組織改革WG案及び市長・副市長協議結果について
	令和6年8月9日	
—	専門部会のみ	組織改革（素案）について
	令和6年8月22日	
—	専門部会のみ	組織改革（素案）に係る各部意見について
	令和6年8月30日	
第3回	令和6年9月25日	組織改革（原案）について
	令和6年9月18日	シゴト改革等に係る検討材料・論点について
第4回	令和6年10月7日	組織改革（最終案）について
	令和6年10月3日	シゴト改革等に係る検討材料・論点について
—	専門部会のみ	第10次行政改革大綱取組事業（案）について
	令和6年10月31日	
—	専門部会のみ	第10次行政改革大綱取組事業（案）に対する各部意見について
	令和6年11月14日	
第5回	令和6年12月4日	第10次行政改革大綱の概要及び取組事業（案）について
	令和6年11月28日	

第 6 回	令和 7 年 12 月 13 日	第 10 次行政改革大綱取組事業（最終案）及び目標額について
	令和 7 年 12 月 12 日	
第 7 回	令和 7 年 1 月 20 日	第 10 次行政改革大綱取組事業の追加について
	令和 7 年 1 月 16 日	
第 8 回	令和 7 年 2 月 17 日	第 10 次行政改革大綱取組事業の追加について
	令和 7 年 2 月 13 日	

（２）市民参加

ア パブリック・コメント手続

広く市民の声を聴くため、次の 2 件について、意見を募集しました。

期間	募集内容	結果
令和 6 年 10 月 9 日 ～令和 6 年 11 月 8 日	組織改革について	1 名から 4 件 意見あり
令和 6 年 12 月 19 日 ～令和 7 年 1 月 20 日	第 10 次行政改革大綱の概要及び取組事業（案）について	意見なし

イ 行政改革懇談会

効率的な市政の実現を図るため、有識者や公募の市民等計 7 名で構成する行政改革懇談会を設置し、本大綱の策定方針や取組事業についてご意見をいただきました。

（ア）会議日程

回	日付	議題
第 1 回	令和 6 年 10 月 16 日	委員委嘱式 第 9 次行政改革大綱の進捗状況について 第 10 次行政改革大綱の策定方針について
第 2 回	令和 6 年 11 月 6 日	第 10 次行政改革大綱取組事業（案）について
第 3 回	令和 6 年 12 月 5 日	第 10 次行政改革大綱取組事業（案）について
第 4 回	令和 7 年 1 月 24 日	第 10 次行政改革大綱（本編案）について 市長報告書について
市長報告会	令和 7 年 2 月 10 日	行政改革懇談会の議論を終えて

（イ）主な意見

α 第 10 次行政改革大綱全般について

- （α）市民サービスの向上を第一に考え、行政改革の取組をスピーディーに進め、業務の効率化や市民の利便性向上を推進してほしい。
- （β）事業の要否を不断に点検し、廃止すべきものがあれば、住民への丁寧な説明を行った上で、速やかに廃止することが望ましい。
- （γ）地域課題の把握のため、自治会をはじめとした地域住民の要望を広く収集する仕組みをブラッシュアップすると良いのではないかな。
- （δ）資産活用による歳入確保において、民間企業のノウハウを活用するなど、取組の質を高めてほしい。

b 第10次行政改革大綱取組事業（案）について

事業No.	柱	事業名	意見
5	組織改革	職員の定員適正化	市役所は『防災拠点』であるため、有事の対応も考慮し、職員数を確保する必要がある。また、平時は、民間企業との連携や各種研修を活用し、職員のスキルアップを図ってはどうか。
11	シゴト改革	施設使用料などの収納のキャッシュレス化導入の検討	施設窓口の防犯対策ともなるため、迅速に導入を検討する必要がある。
33		職員のIT関連技術の向上	クラウド上で複数人が共同管理できるアプリケーションの活用など検討してはどうか。
44		カスタマーハラスメント対策の強化	職員のコンプライアンス遵守や行政対象暴力を含むカスタマーハラスメント対策を定めた条例を制定してはどうか。 録音機能付電話機の導入と併せて、受電の際に、通話が録音される旨のアナウンス機能を検討してはどうか。
60	ファシリティマネジメント	余裕教室の転用による学校財産の有効活用	カルチャー教室のビジネスを展開している事業者や、講師への場所貸しなど検討してはどうか。
61		滝呂事務所の業務委託の検討	「市民の利便性向上」について、具体的にPRしてはどうか。
74	歳入確保	ふるさと納税返礼品の充実	地元ならではの返礼品の充実・更新の他、反響の大きい返礼品を検索上位に表示させるなど、「見せ方」を工夫することで効果が高まる。
77		行政視察受け入れの有料化	他事例を踏まえ、有料化による視察件数減少の懸念は少ないと考える。
91	事務事業の見直し	開庁時間の短縮の検討	急を要する問い合わせ対応は、現行の開庁時間をベースに窓口を設置するなどフォローが必要である。
93		あいのりタクシーの見直し	アンケート等による利用ニーズの把握とともに、併存する移動資源の調査、配車等業務効率化のためのシステム導入の検討が必要である。
104		四季のコンサートの廃止	「文化のまち 多治見」を築くため、文化活動全体がレベルアップできるような取組が必要である。

c 今後の市政に期待すること

- (a) 市民誰もが住みたいまち・住み続けられるまち、未来に希望を抱けるようなまちにしてほしい。また、訪れる人も笑顔になれる、元気で魅力溢れるまちとなることを期待する。

- (b) 限りあるリソースを適正箇所に振り分けて効率化を図るとともに、幅広い世代が市の魅力や強みを認識できるよう、市内外におけるPRに力を入れる必要がある。
- (c) 子育て施策や現役世代にフォーカスした政策を積極的に打ち出し、他市との差別化を図る必要がある。
- (d) 地域経済の活性化のため、企業誘致、起業・創業支援に加え、事業承継支援への取組を充実させてほしい。また、住宅関係への補助事業強化は、市民満足度の向上、産業振興も期待できるのではないかな。
- (e) 日本海側の自治体と災害時相互応援協定を締結するなど、南海トラフ地震などの災害への備えを充実させてほしい。
- (f) 専門知識やスキルを有する民間企業へのアウトソーシングを活用し、質の向上及び業務の効率化につなげ、行政職員はより本来の業務に専念できる状況になっていくことを期待する。
- (g) 条例を総点検し、必要性の無いものやデジタル社会にそぐわないものは廃止又は改正することが望ましい。

(ウ) 行政改革懇談会委員名簿

氏 名	所属・役職等
かわむら ちかこ 河村 親子	公募委員（公益財団法人多治見市文化振興事業団 精華交流センター所長 兼多治見市スポーツ推進委員）
◎ さいとう てつし 齊藤 徹史	愛知大学地域政策学部 教授
ひびの まさよ 日比野 昌代	一般社団法人多治見市観光協会 観光室マネージャー
ふるはた ゆうき 古畑 佑樹	一般社団法人多治見青年会議所 司法書士古畑佑樹事務所
○ ふるみ ようすけ 古海 洋介	東濃信用金庫 とうしん地域活力研究所 エリアサポート課長
ほりお けんじ 堀尾 憲慈	日本労働組合総連合会岐阜県連合会東濃地域協議会 事務局長
むらかみ ゆうじ 村上 裕二	株式会社中広 グループ戦略統括事業部 デジタルマーケティング室 副事業部長

◎会長 ○副会長

(氏名五十音順／敬称略)

第 10 次多治見市行政改革大綱

発行 令和 7 年 3 月
多治見市企画部企画防災課
〒507-8703
岐阜県多治見市日ノ出町 2 丁目 15 番地
TEL 0572-22-1376 (課直通)
URL <https://www.city.tajimi.lg.jp>
E-mail kikaku@city.tajimi.lg.jp